

2024年度版 運行管理者基礎講習用テキスト 本編 正誤表

	(誤)	(正)
39ページ表 上段 中欄	4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を <u>営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</u>	4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、 <u>運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</u>
41ページ表 最下段 中欄	1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(6) 略 (7)事故を引き起こした場合又は運転者に対しては、 <u>道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> <u>(新設)</u> (8) (9) (10)	1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(10)の事項を記載し、かつ、(11)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(6) 略 (7)事故を引き起こした場合は、 <u>その概要</u> (8) <u>運転者に対しては、道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> (9) (10) (11)
41ページ表 最下段 右欄	・ 運輸規則第37条 ・ (9)は、運輸規則第38条第2項 ・ (10)は、一般乗用の運転者にあつては～ ・ 2. は、一般乗用に限る	・ 運輸規則第37条 ・ (10)は、運輸規則第38条第2項 ・ (11)は、一般乗用の運転者にあつては～ ・ 2. は、一般乗用に限る
47ページ表 中段 中欄	1. 運転者等ごとに、次の(1)から(8)の事項を記載し、かつ、(9)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(5) 略 (6)事故を引き起こした場合及び <u>道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> <u>(新設)</u> (7) (8) (9)	1. 運転者等ごとに、次の(1)から(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(5) 略 (6)事故を引き起こした場合は、 <u>その概要</u> (7) <u>道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> (8) (9) (10)

	(誤)	(正)
47ページ表 中段 右欄	<ul style="list-style-type: none"> ・安全規則第9条の5、第34条 ・<u>(8)</u>は、安全規則第10条第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全規則第9条の5、第34条 ・<u>(9)</u>は、安全規則第10条第2項
181ページ	練習問題（タクシー）② 以下全文	<u>問題の設定が不適切であるため削除</u>
182ページ	乗用① 答 <u>2</u> 乗用② 答 2 以下解説含む	乗用① 答 <u>4</u> <u>問題を削除したため削除</u>